

北広島町農業委員会第 32 回総会議事録

- 事務局 (第 32 回北広島町農業委員会総会開会宣言)
令和 8 年 2 月 20 日 (第 32 回)
- 会長 (開会あいさつ)
- 事務局長 (報告)
- 会長 それでは、本日の議事録署名者を指名します。11 番委員、12 番委員にお願いします。

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定に基づく許可申請の承認について

- 議長 農地法第 3 条の規定により、別紙のとおり申請があったので意見を求める。令和 8 年 2 月 20 日提出 北広島町農業委員会 会長 下岡 道範。
番号 1 番について事務局より説明をお願いします。
- 事務局 (議案説明)
- 議長 担当委員より補足説明をお願いします。
- 17 番 2 月 16 日に、12 番委員、●●推進委員と現地の方を確認いたしました。
また、電話で、譲受人と確認いたしました。
聞きますところによりますと、譲渡人と譲受人は親戚関係でありまして、以前から譲受人が耕作されているということです。
農業規模、機械、労働力いずれも問題ないかと思えます。
以上のことから、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないと考えられます。
ご審議の方よろしくをお願いします。
- 議長 はい。ありがとうございます。
それでは番号 1 番について質疑に入ります。
ご質問ご意見のある方は、お願いします。
ございませんか。
それでは質疑を打ち切り採決に入ります。
申請のとおり許可してもよいと思われる方は挙手をお願いします。
- 委員 (挙手全員)
- 議長 挙手全員です。従って、申請どおり許可することに決定しました。
番号 2 番について事務局より説明をお願いします。
- 事務局 (議案説明)

議 長 担当委員より補足説明をお願いします。

1 番 申請理由につきましては、摘要欄に書いてあるとおりでございます。
2月6日に15番委員、●●推進委員と現地を確認しました。
また、圃場にも全部足を運びまして一枚一枚見させていただきました。
そもそも、譲渡人と譲受人は本家分家という親戚関係に当たられます。
7枚の圃場につきましては、10年前から地元の法人が耕作をされていましたが、昨年10年の契約が切れたということで、分家の譲受人に買っていただきたいということで本件の案件の申請になっております。
全部この圃場につきましては、全部譲受人が耕作をされております。
そういうこともあり耕作するのにも非常に便利でいいということも言っておられました。
労働力につきましても、息子さんが昨年会社を辞めて帰られて、家族経営4人でやっていくということで全く問題ございません。
22町くらいの稲作と野菜を中心に経営をされております。
近隣の農地にも全く影響はないと思います。
以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。よろしく願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは番号2番について質疑に入ります。ご質問、ご意見をお願いいたします。
ございませんか。
それでは、質疑を打ち切り採決いたします。
申請の通り、許可してもよいと思われる方は、挙手をお願いします。

委 員 (挙手全員)

議 長 挙手全員です。従って、申請どおり許可することに決定しました。
議長、交代いたします。

番号3番及び4番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案説明)

議 長 担当委員より補足説明をお願いします。

下岡委員 現地へ2月15日に4番委員と推進委員と現地へ参りました。
車の後ろの方にアパートらしきものが見えるのですが、これは●●さんが建てられた、アパートでございます。
その近くということもあって今回■■さんと▲▲さんという方が、今日提出されました事案について買って欲しくないかと、■■さんについては80代の高齢の方の女性の方でございます、▲▲さんは60何歳という方でございます。
今まで植付をされたことはなく、草刈り保全管理というような格好でやっていらっしゃいます。
●●さんの方にはいわばやむを得ず買ってもらったというようなことでございます。
●●さんがここを買って何かしようとはなく今からどうするかを考えていきたいというような電話でのお話でございます。
その奥にまだ2枚あるのですが今回はこれだけの話ということでございます。

ということで、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。
以上です。

議長 はい。ありがとうございました。それでは番号3番、番号4番について質疑に入ります。ご質問、ご意見をお願いいたします。
ございませんか。
それでは、質疑を打ち切り採決いたします。
申請の通り、許可してもよいと思われる方は、挙手をお願いします。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員です。従って、申請どおり許可することに決定しました。
議長交代いたします。
番号5番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案説明)

議長 担当委員より補足説明をお願いします。

13番 2月9日に、3番委員さん、●●推進委員ともに、現地を確認してきました。
また、電話にて質問も行っております。
譲り渡し理由ですけれども、摘要欄のとおりでございます。
この田については、5、6年前から●●さんが耕作をされておられまして、水稻を作付けをされている圃場でございます。
●●さんは、地区が違いまして、5、6kmあるんですけども、移動時間がかかるということで、今までずっと●●さんに耕作をお願いしていた圃場でございます。
今回、摘要欄のとおり譲り渡したいということで、●●さんの方に引き継がれるということになったそうでございます。
以上のことから農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。ご審議の方よろしくをお願いいたします

議長 はいありがとうございました。
それでは番号5番について質疑に入ります。
ご質問ご意見をお願いいたします。
ございませんか。
はいそれでは質疑を打ち切り採決いたします。
申請のとおり強化してもよいと思われる方は挙手をお願いいたします。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員です。従って、申請どおり許可することに決定しました。
番号6番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案説明)

議長 担当委員より補足説明をお願いします。

9 番 2月17日、●●委員と●●推進委員とともに現地確認をさせていただきました。事前に譲受人には電話で確認をさせていただきました。この案件については、譲渡人の土地が昨年末で●●との期限が切れたということで譲受人に相談して何とかやってもらえないだろうかということでいう案件でございます。譲受人の方は引き続き●●の方で耕作をしていただくということで、自分の土地と今回譲り受けた土地を●●にお願いして耕作をしていただきたいという風に思っておられるそうです。以上のことから農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると思います。ご審議のほどよろしくお願いたします。

議 長 はい、ありがとうございました。それでは番号6番について質疑に入ります。ご質問、ご意見を願いたします。ございませんか。それでは質疑を打ち切って採決いたします。申請の通り、強化してもよいと思われる方は挙手をお願いいたします。

委 員 (挙手全員)

議 長 挙手全員です。従って、申請どおり許可することに決定しました。番号7番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案説明)

議 長 担当委員より補足説明をお願いします。

14 番 2月11日、1番委員と2人で現地確認を行いました。私のお家の隣ですけど、今お母さんがおられまして、ご本人さんは春木におりまして、労働力等は問題なく農作業をしている状態であります。今まで小作料を払いながら、作らせてもらっていたのですが、以前から売ってもらえないだろうかという交渉はしていたのですが、その時には値段が合わなかったのですが、今回は双方納得して売買という格好になっております。申請に問題なく適正だと認められますので、ご判断をよろしくお願いたします。

議 長 はい。ありがとうございます。それでは番号7番について質疑に入ります。ご質問ご意見を願いたします。ございませんか。それでは質疑を打ち切って採決いたします。申請の通り許可してもよいと思われる方は挙手をお願いいたします。

委 員 (挙手全員)

議 長 挙手全員です。従って、申請どおり許可することに決定しました。

議案第2号 農地法第4条の規定に基づく許可申請の承認について

議 長 農地法第4条の規定により、別紙のとおり申請があったので意見を求める。令和8年2月20日提出 北広島町農業委員会 会長 下岡 道範。
番号8番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案説明)

議 長 担当委員より補足説明をお願いします。

15 番 2月16日、1番委員、●●推進委員と現地確認を行いました。
その時申請人さんも自宅におられましたので、話をすることができました。
この農地は随分以前から耕作はされていなく、保全管理だけされてきたということです。
今回この農地に自宅を新築したいということで申請の方をされております。
周辺農地に対する影響はないかと思いますが、申請人さんが日照権のことでちょっと心配をされておりました。
着工前に同意書等の取り交わしもされた方がいいんじゃないかなというふうに話をさせてもらいました。
以上審議の方よろしくをお願いします。

議 長 はいありがとうございます。
それでは番号8番について質疑に入ります。
ご質問ご意見をお願いします。
ございませんか。
それでは質疑を打ち切って採決いたします。
申請のとおり許可してもよいと思われる方は挙手をお願いいたします。

委 員 (挙手全員)

議 長 挙手全員です。従って、申請どおり許可することに決定しました。
ここで議長を交代いたします
番号9番について事務局より説明をお願いいたします

事務局 (議案説明)

議 長 担当委員より補足説明をお願いします。

会 長 3月15日に4番委員と●●推進委員とで、現地の方に行かせていただきました。
今、事務局から説明があったのですがその赤枠のところ、今回より道路より外れるということでございましてこれが4条案件に該当するということでございます。
計画の通りも車が多く通ります。今まで手前の方に曲がって向こうから来ますと右に曲がってまた左に曲がらなきゃいけない。千代田運動公園に上がるためには、そ

ういった道路を曲がって上がらなきゃいけないということでございまして、向こうから降りた時に斜めにまっすぐに道路をつけるということでございまして。運動公園行為に対しても外部から来てもらう方に対して非常に便利になりますし、こちらから左側に倉庫があるんですけども、見通しが悪いということもありましてまっすぐにすれば安全に交通事故もないだろうということで、今回の申請になったというように思います。事務局より補足説明があればよろしく願いいたします。

事務局 補足説明ということとなります。先ほどの議案番号9番の11ページの方の右下に書いてあるのですが、北広島町が所有権移転と転用するために取得されました394番10についてですが、こちら、農地転用のための権利等の制限の例外に基づく対象となるということでございまして、農地法第5条第1項第7号、農地法施行規則第53条第6号、地方公共団体が設置する道路等の施設で、土地収容法第3条各項に係るものの敷地に供するため、その区域内のある農地である394-10につきましてもは農業委員会との協議により許可は不要なんですけれども、394-1は、道路を施工するのに必要がない区画と判断されて適用外ということで、394-1は どうしても残ってしまったとの建設課の説明でございまして。当初、394-1は、12月いっぱいまで賃貸借とされていたんですが、ちょうど期間満了のタイミングだったので、用地取得の手続きが進んだのですが、平面図を見ましたら、元々の細い道路と、完了した大きい道路で囲まれて、今まで借りて耕作しておられた方も、狭い面積を耕作するのはもう無理だろうと。実際に完了した場合のことを想定すると、ここを農地とするのは、もう実質無理ということが分かりましたので、このまま畑として使用するというのは、不可能であると建設課の方にお伝えしました。県外在住の申請人の方はここに戻って耕作することもほぼありませんので、改めて建設課と、どうされるかというのを協議した上で、畑としては使用出来ないの、道路が完了した以降に転落事故等が起きないようにきっちり補強した上で、転用申請の手続きをしても構わないということで、建設課の方が申請書及び設計図等を作成し、手続きの方を進めるということで受けております。施工方法の方は、394-10等が出た残土をそのまま積み上げて、段差が出ないように整地した上で、コンクリート舗装されるということで聞いております。

議長 この件に関してご意見、ご質問ございませんか。

13番 コンクリート舗装になってますけど、工事費用の持ち出しは誰が行うのか。

事務局 北広島町が、たぶん売買価格から差し引きで調整されるものと思われまして。売買で394-10を取得されているんですが、そのやり取りの中で、そこを調整されて、工事自体は道路工事と同時にされるという風に聞いております。

13番 この所有地は？

事務局 現状は申請人の所有地のままです。将来的にどうするかというのは、寄付という形になるのかと。ただ、先ほども申し上げましたが、全面を所有権移転するのが良かったのではないかというのが事務局の見解ですが、土地収用法等の法律の規定の中で、ならなかったようでございます。

- 議 長 はい。そのほかご質問ご意見ございませんか。
それでは質疑を打ち切って採決に入ります。
番号9番について許可してもよいと思われる方は挙手をお願いします。
- 委 員 (挙手全員)
- 議 長 挙手全員です。従って、申請どおり許可することに決定しました。
番号10番について事務局より説明をお願いいたします
- 事 務 局 (議案説明)
- 議 長 担当委員より補足説明をお願いします。
- 4 番 2月11日、私と●●委員、●●推進委員の3名で現地の方確認をさせていただきま
した。
本人もお話をさせていただきまして、30年くらい前に農振除外をしたので、それで
手続きは済んだというふうに誤解しておりましたということです。
写真で見ていただくように下に川に田がありますけども、水路の関係とかも全くあ
りませんので、独立した土地になっております。
今の建物は花の生産農家さんでありますので、生花の調整保管をされている倉庫と
いうことです。
現状に合わせて適正化を図るということでございますので、許可相当というふうに
判断をいたしました。
以上です。
- 議 長 はい。ありがとうございます。
それでは番号10番について質疑に入ります。
ご質問ご意見をお願いします。
ございませんか。
それでは質疑を打ち切って採決いたします。
申請の通り許可してもよいと思われる方は挙手をお願いいたします。
- 委 員 (挙手全員)
- 議 長 挙手全員です。従って、申請どおり許可することに決定しました。

議案第3号 農地法第5条の規定に基づく許可申請の承認について

- 議 長 農地法第5条の規定により、別紙のとおり申請があったので意見を求める。令和8
年2月20日提出 北広島町農業委員会 会長 下岡 道範。
番号11番について事務局より説明をお願いします。
- 事 務 局 (議案説明)
- 議 長 担当委員より補足説明をお願いします。

6 番 2月16日、2番委員、●●推進委員とともに現地の方を確認しております。理由等については摘要欄にあるとおりでございます。計画面積についても当該農地が適当になっております。この農地についてはずっと作付けをされていない農地でございます。水もないようなところで、ずっと耕作放棄状態でございます。ということもありまして、周辺農地への影響もございません。現地を確認をしたときに、ちょっと思ったんですが、この用地は国道186号線の改良工事に一部入っております。現地確認をした時は用地買収の黄色い杭と丁張が入っているような状況でございました。その辺の国道改良でここを広げて作る予定となっているみたいな感じですが、そうした場合今回の申請の農地の申請面積と実際の面積この辺がどっちが先かというところがちょっと疑義現地が生じているというところがございます。その辺は事務局の説明があると思いますので私からは以上です。慎重審議の方をお願いいたします

議 長 はい。ありがとうございました。それでは番号11番について質疑に入ります。ご質問ご意見をお願いいたします。

職務代理 事務局の説明があったんですが、わからないのでお聞きしたいと思います。私もよく蓄電池設備を設置するという計画があるということ相談をされるのですが、100メートル以内に人家があると難しいところがあるということもあるんですが、これは同意書が義務付けられているのか、100メートル以内に人家がある場所は、もともと建築自体が無理ですよというのか、そういった考え方というのわかりますか。

事務局 環境生活課の方に確認してみたんですが、蓄電池設備のことにつきましては、まだ法整備が整っていない。騒音規制法等の対象地域であればそういう要件等はあるんだけど、今回の申請につきましてはその対象地域外であるということも確認しております。例えば防音壁を設置、又は周辺の近隣地域に対して企業側が説明することを求めるということはあるんですけども、提出をしなければならないというところの法整備が、まだ蓄電池設備等のものが全国的には整っていないということで、お願いはできるといことは聞いているんですけども、実際にはそれを提示していかないといけないところまでが、事務局の課題であります。添付を求めるべきかというのが、今後の検討だと思っております。また、先ほど、6番委員が指摘をした、道路の改修につきまして、改めて建設課から県へ申し送りして、取得面積に齟齬が生じないように確認しながらの施行になるかと思っております。

職務代理 近くでこういった例がありますので、参考にさせていただきます。

議 長 前回、千代田地区で蓄電池がありましたけれども、その時には85dBの音が出るよということがあったと思います。千代田地区の方もまだできておりません。駐車場はたくさん取られているんですけども、工事用あるいは途中のメンテナンス用の駐車場なんですか。

事務局 設計の時に、進入路の方は直接ご利用できるようになっておるんですが、土地の地形上、どうしてもちょっと上がってからの設置ということで、作業車等の駐車場あるいは作業所となります機材等のスペースというところで、そちらの方を進入路と駐車場というところで設置するという形での経過書と説明を聞いております。
また、会長がお話ししました千代田地区の蓄電池設備につきまして、途中経過であります、基礎ができた写真をいただいております。
途中経過の現場写真で見ると、コンテナを置くところの基礎が50センチくらいの高さくらいのものでコンテナの部分だけに設置してありまして、そこに今から設置されるという様子で、まだ完了しない状況でございました。

16 番 蓄電池設備を設置することは将来的に近くにソーラーパネルを設置することにつながるんですか。
蓄電だけで、それが単体ということですか。

事務局 夜間の電気を太陽光から直接取ると、専門のことはわかりませんが、夜間電力等の不安定を解消するために、夜間に動くんだそうです。
ですから、近くに太陽光設備がなければいけないとかそういうことはなくて、そういう配線で、電力を蓄積するというのが目的でございまして、太陽光と蓄電池設備がセットということはないということです。

16 番 中国電力の電気をもらうことができる。

事務局 一旦集約した上で、それを安定的に夜間排出する。
おそらく今後の、昨今の情勢で太陽光に係る事業の補助、売電がなくなってきているというので、次の再生エネルギーの利用として、こういう蓄電設備が出てくるのではないかと思います。
県内でも、福山市で稼働しているというのがありましたが、他市町の申請が出ているという情報が入っていない。蓄電池設備の近くに太陽光が発電するというのではないというのが聞いています。

16 番 災害時のための電力確保ですか。

事務局 夜間の安定供給というための電力を確保するためということで。

7 番 千代田地区の別の地域の宅地周辺に設置されている。外観からは蓄電池が4つ、配線盤が3つ設置されている様子。

6 番 オークガーデンの入り口にちょっと広い道の先に、火葬場の入り口とオークガーデンの近隣に水力発電所がございまして。
その辺の電力の絡みもあるのかなとは思いますが、実際、中国電力が小水力の発電所を持っておられます。あそこは稼働したりしなかったりという運用をしておられています。
川小田の発電所が回らないと、北広島町の発電所の水も減って発電量が下がってくるという現状も実際にはあります。
中国電力が調整しながら、水力発電を回したり調整しているみたいです。

議長 7番委員が確認された蓄電池設備の稼働中の騒音はどの程度か分かりますか？

- 7 番 やかましいかもしれない。
- 議 長 他に11番案件につきましてご意見がございますでしょうか。
それでは質疑を打ち切って採決をいたします。
申請のとおり許可してもよいと思われる方は挙手をお願いいたします。
- 委 員 (挙手全員)
- 議 長 挙手全員です。従って、申請どおり許可することに決定しました。

議案第4号 農地改良届について

- 議 長 北広島町農地改良指導要領の届け出があったので意見を求める。令和8年2月20日提出 北広島町農業委員会 会長 下岡 道範。
番号12番について事務局より説明をお願いします。
- 事 務 局 (議案説明)
- 議 長 担当委員より補足説明をお願いします。
- 16 番 2月14日、●●委員、●●推進委員さん、私の3名で申請人の自宅を訪問したところ、本人さんがおられましたので、本人も同行で圃場と現地を確認しました。
先ほど説明がありましたようにですね、昨年までは申請人の上隣の方が持ち主が作られなくなったということで、かなり長い年数を作っておられておりますけれども、申請人が高齢で体を壊されて、機械の方もコンバインは昔ながらの旧式で、夫婦二人でコンバイン袋をですね、下げたりするような形でですね、体調も悪くできないということで、昨年、申請人の方へ話があったということでございます。
圃場整備にかかっておらない従前地ということで、小さい田がかなりあるんですけどもその当時ですね、●●地域は圃場整備の話があって、整備されておりますけれども、この●●地区はその当時のいろんな皆さんの意見で圃場整備がされておらないという従前地です。手前がコンクリートの壁がありますけれどもその下は、県道の側道ということで、圃場補助をされずに制御されずに今日まで来ておるといような状況を聞かせていただきました。
これ写真を見ていただきますと中央の方に、作業するのに不便な電柱が引っ込み線も含め2本立っており、畦畔を崩して左と右の田を一体化するため土地改良をしたいという思いを聞かせていただきました。
水路も、向こう側の奥側に右側の圃場の持ち主がお示ししておりますけれども、その下をですね、水路が通っており、こちらの圃場の方へ水を入れるということで、他の圃場への水等の影響もないと思われしますので、改良は適正であると思っておりますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。
- 議 長 はい。ありがとうございました。
それでは番号12番について質疑に入ります。
ご質問、ご意見をお願いいたします。

- 1 番 説明があったんですが、電柱がありますが、中国電力への届出がいたるはずですが、届出されていますか。電柱の敷地代金が入っていると思うんですよね。こういった場合は、届出がいたるのか不要なのか。
- 事務局 深くは埋め込んでいると思いますが、受理届を交付する際に、指導という形しかないですが、電柱の位置が影響をないようになしてくださいと申請人にはお伝えしたいと思います。
- 議長 他にございますでしょうか。
ございませんか。
それでは、質疑を打ち切って採決をいたします。
申請の通り、受理してもよいと思われる方は、挙手をお願いいたします。
- 委員 (挙手全員)
- 議長 挙手全員です。従って、届け出のとおり許可することに決定しました。

議案第5号 農用地利用集積等促進計画について

- 議長 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画について意見聴取があったので意見を求める。令和8年2月20日提出 北広島町農業委員会 会長 下岡 道範。
事務局より説明をお願いします。
- 事務局 (議案説明)
- 議長 それでは議案第5号の1番について質疑に入ります。
ご質問、ご意見をお願いいたします。
ありませんか。
質疑を打ち切って採決いたします。
申請のとおり、承認してもよいと思われる方は挙手をお願いいたします。
- 委員 (挙手全員)
- 議長 挙手全員です。従って、承認することに決定しました。
- 議長 それでは議案第5号の2番3番について質疑に入ります。
ご質問、ご意見をお願いいたします。
ありませんか。
質疑を打ち切って採決いたします。
申請のとおり、承認してもよいと思われる方は挙手をお願いいたします。
- 委員 (挙手全員)

議長 挙手全員です。従って、承認することに決定しました。
次に、残りの議案について質疑に入ります。ご質問、ご意見をお願いいたします。
ご質問ございませんか。
それでは質疑を打ち切り採決いたします。
申請のとおり、決定してもよいと思われる方は、挙手をお願いいたします。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員です。従って、承認することに決定しました。
以上をもちまして、本日の総会の提出議案の審議を終了いたします。

議事終了